公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改め、第七号中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改め、第四百五十三号の次に次の一号を加える。

四百五十三の二　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）

本則に次の一号を加える。

四百五十九　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四百五十三号の次に一号を加える改正規定は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十八号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十一号ロ及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九千二百九十億六千百四十五万二千円」を「九千七百億八千二百四万四千円」に改める。

第三条中「千四百万円」を「千六百万円」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第七十九号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第百二十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（高度な技能の修得のための研修を行う能力の確認に係る手数料）

第十五条　法第百二十一条第一項の政令で定める手数料の額は、三万三千円とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第八十号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を削る。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一